

確定申告



2月18日(月)
～3月15日(金)

2月18日(月)～3月15日(金)までは確定申告、住民税及び国民健康保険税の申告期間です。申告は、必ず期間内に済ませましょう。

確定申告とは

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの一年間に生じた所得について、課税される税額を納税者自らが計算し、翌年の2月16日から3月15日までに申告し、納税することとなっています。この申告を確定申告といいます。申告期間後に申告し、税が課税された場合には延滞税等がかかりますので、申告・納税は必ず期間内に済ませましょう。

確定申告が必要な方

- 給与所得者(サラリーマン等)
 - ・年間の給与収入が2,000万円を超える方
 - ・給与所得、退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
 - ・2か所以上から給料をもらっている方
 - ・中途退職等で年末調整を行っていない方
- 給与所得者以外の方
 - ・農業・漁業・自営業、地代・家賃、配当収入、不動産の売却等の所得があり、各種所得額の合計が基礎控除や扶養控除等の所得控除の合計額を超える方

住民税・国民健康保険税の申告が必要な方

(確定申告を行った方は申告の必要はありません。)

築上町国民健康保険に加入している方及びその世帯主の方、18歳以上の被扶養者、保育所に入所もしくは入所希望のお子さんを扶養している方、町営住宅に入居している方、県等の進学奨励金を申請するお子さんを扶養している方等、各種証明書が必要になる方は必ず申告をしてください。

※申告を行っていない方には、所得に関する証明などの発行ができません。また、国民健康保険税の軽減対象世帯であっても軽減措置が受けられません。

申告に必要なもの

- ・税務署から申告書の送付があった方は、その申告書
- ・印鑑
- ・給与所得・公的年金の源泉徴収票や、帳簿・預金通帳・領収書等、収入や経費の確認できる書類
- ・生命・損害・地震保険料の支払額証明、医療費の領収書等の所得控除用の書類
- ・社会保険料控除用の国民健康保険税納付証明、後期高齢者医療保険料納付証明、介護保険料納付証明については、それぞれ税務課、住民課、福祉課で無料で交付しています。
- ・(税務署で申告を行う方は必要ですが、役場、各公民館等で申告を行う場合は必要ありません。)
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方は、住民票の写し・登記簿謄(抄)本・借入金の年末残高等証明書・売買契約書など取得価格、取得年月の確認できる書類
- ・税の還付がある方は、本人名義の預金通帳などの口座番号
- ・農業所得のある方は、収入金額及び必要経費の確認できる書類・領収書、24年中に農機具を購入した方は購入証明書
- ※事業所得(農業所得等)がある方は、必ず収支計算を行ってご来場ください。計算をしていない方は、各自計算した後で申告をお受けします。
- ※医療費控除の申告を行う方も医療費の合計金額を各自で計算した後で、申告をお受けします。
- 会場での申告時間短縮のため、皆様のご協力をお願いします。

平成25年 所得税確定申告・住民税申告 日程表

●椎田地区

月	日	曜日	受付時間	対象地区	会 場
2	18	月	9:00 ～ 16:00	有安・上ノ河内 山添	有安農業集落 センター
	19	火	9:00 ～ 16:00	福間・上り松 石堂・鬼塚	石堂公民館
	20	水	9:00 ～ 16:00	真如寺・小原	小原公民館
	21	木	9:00 ～ 16:00	極楽寺・上日奈古 下日奈古	上日奈古公民館
	22	金	9:00 ～ 16:00	上岩丸・下岩丸	下岩丸公民館
	25	月	9:00 ～ 16:00	奈古・水原	葛城小学校 【夢広場】
	26	火	9:00 ～ 16:00	宇留津	宇留津公民館
	27	水	9:00 ～ 16:00	西八田・今津	西八田公民館
3	28	木	9:00 ～ 16:00	東八田	西八田公民館
	1	金	9:00 ～ 16:00	坂本・越路	役場本庁職員 研修室
	4	月	9:00 ～ 16:00	湊南・湊北	役場本庁職員 研修室
	5	火	9:00 ～ 16:00	東高塚	役場本庁職員 研修室
	6	水	9:00 ～ 16:00	西高塚	役場本庁職員 研修室
	7	木	9:00 ～ 16:00	椎田東・新開	役場本庁職員 研修室
	8	金	9:00 ～ 16:00	椎田中・椎田西	役場本庁職員 研修室
	11	月	9:00 ～ 16:00		
12	火	9:00 ～ 16:00	椎田南・正毛田 白田	役場本庁職員 研修室	
13	水	9:00 ～ 16:00	指定日に来られ なかった方	役場本庁職員 研修室	
14	木				
15	金				

●築城地区

月	日	曜日	受付時間	対象地区	会 場
2	18	月	9:30 ～ 16:00	寒田	老人憩いの家 やまさと
	19	火	9:00 ～ 16:00	上・下深野 上・下香楽、峠	下城井公民館
	20	水	9:00 ～ 16:00	袈裟丸・赤幡	下城井公民館
	21	木	9:00 ～ 16:00	安武	下城井公民館
	22	金	9:00 ～ 16:00	小山田・広末	旧小山田 小学校校舎内
	25	月	9:30 ～ 16:00	櫛原・上本庄 下本庄・伝法寺	上城井公民館
	26	火		松丸	
	27	水	9:00 ～ 16:00	弓の師・船迫 南別府	役場築城支所 2階
28	木	9:00 ～ 16:00	下別府	役場築城支所 2階	
3	1	金	9:00 ～ 16:00	上別府	役場築城支所 2階
	4	月			
	5	火	9:00 ～ 16:00	東築城・下築城	役場築城支所 2階
	6	水	9:00 ～ 16:00		
	7	木	9:00 ～ 16:00	上築城	役場築城支所 2階
	8	金	9:00 ～ 16:00		
	11	月	9:00 ～ 16:00		
	12	火	9:00 ～ 16:00	指定日に来られ なかった方	役場築城支所 2階
13	水				
14	木				
15	金				

※東八田地区は、公民館改装中のため、昨年と会場
が変わっていますのでご注意ください。

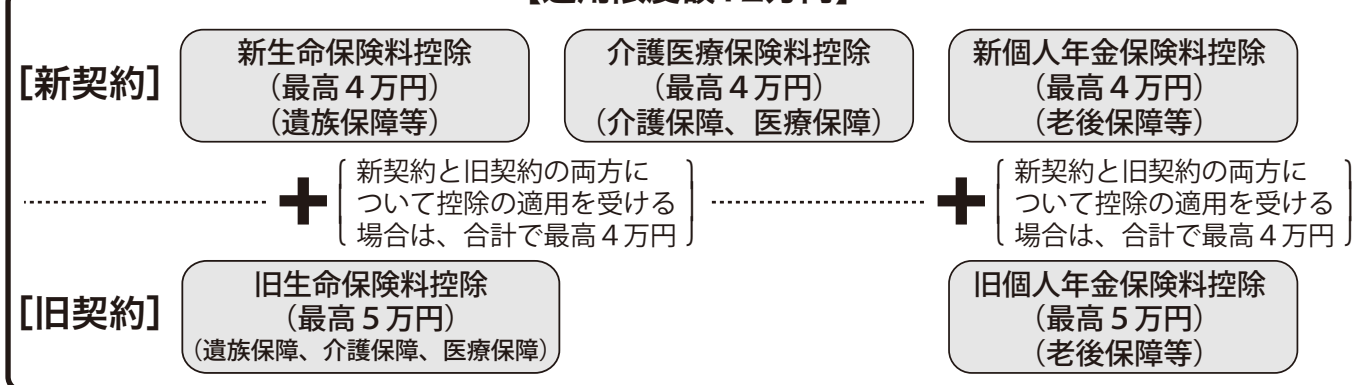
平成24年分所得税の改正について

税制改正により、生命保険料控除が次のとおり改正されました。

この改正は平成24年分の所得税から適用されます。

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。

【適用限度額12万円】



(1) 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

(2) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

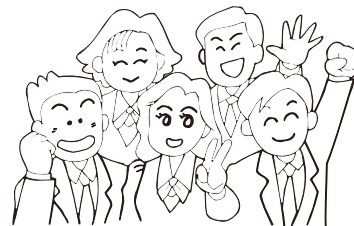
(3) 新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額

新契約と旧契約の双方に加入している場合の新(旧)生命保険料または新(旧)個人年金保険料は、生命保険料又は個人年金保険料の別に、次のいずれかを選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	(1)に基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	(2)に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	(1)に基づき算定した新契約の控除額と(2)に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（最高4万円）

(4) 生命保険料控除額

(1)~(3)による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。
 なお、この合計額が12万円を超える場合には、生命保険料控除額は12万円となります。



問い合わせ

行橋税務署（所得税・消費税・贈与税）0930-23-0580
 築上町役場 税務課 町民税係 56-0300（内線213）